

OSAKA しごとフィールド女性活躍支援ネットワーク会議 規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、OSAKA しごとフィールド女性活躍支援ネットワーク会議(以下、「ネットワーク会議」と称す)の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 ネットワーク会議は、女性の就業に関する相談に対して必要な情報を横断的に提供し、情報交換や課題検討に対応するため、関係機関の更なる連携体制を構築し、女性の就業を支援することを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 各機関が実施する事業内容の共有
- (2) 女性の就業支援に係る個別課題の解決方法等の検討
- (3) 各機関の支援員等を対象とした研修会等の開催
- (4) 府民に対する情報提供
- (5) その他、本ネットワーク会議の目的を達成するために必要な活動

(組 織)

第4条 ネットワーク会議は別表に掲げる機関をもって構成する。

- 2 ネットワーク会議は、必要に応じて構成機関を追加ができるものとする。

(会長)

第5条 ネットワーク会議に、会長1名を置く

- 2 会長は、大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課長を以て充てる。
- 3 会長は、ネットワーク会議を代表し、会議を主宰する。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の事務局は、大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

(附則)

この規約は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 7 年 12 月 19 日から施行する。

(別表)

構成機関（50音順）
OSAKA しごとフィールド 大阪福祉人材支援センター 大阪府保育士・保育所支援センター 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター 大阪府よろず支援拠点 大阪弁護士会 大阪労働局 雇用労働相談センター ドーンセンター 大阪府労働相談センター <u>リスクリング相談デスク</u>

大阪府
スマートシティ戦略部 戦略推進室特区推進課 府民文化部 男女参画・府民協働課 福祉部 地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 福祉部 <u>子ども家庭局子育て支援課</u> 商工労働部 中小企業支援室 <u>経営支援課</u> 商工労働部 雇用推進室労働環境課 商工労働部 雇用推進室就業促進課 商工労働部 雇用推進室人材育成課